

沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館所蔵雑誌・逐次刊行物の保存期限について

令和4年3月25日

沖芸大基準第8号

沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館が所蔵する雑誌・逐次刊行物について、当館の運営方針及び収集方針を踏まえ、当該資料の保存期限を次のとおりに定める。

- 1 次に掲げる資料を永年保存とする。
 - 沖縄の芸術・文化に関する雑誌
 - 芸術一般の雑誌・専門紙
 - 県内大学・博物館・美術館・行政機関等の芸術に関する一般学術誌
 - 芸術関係の一般学術誌
 - 人文、社会科学系の特に主要な一般学術誌
 - 上記以外で、一般誌等のうち沖縄の芸術・文化に関する特集がある巻号
 - 年報等で、芸術・文化に関する論文がある巻号

- 2 次に掲げる資料を2年保存とする。
 - 教育関係の雑誌
 - 図書館関係の雑誌

- 3 次に掲げる資料を1年保存とする。
 - 一般誌
 - 年報、館報、所報、会報等

- 4 次に掲げる資料を半年保存とする。
 - 一般紙

附 則（令和4年3月25日館長決裁）

この基準は、令和4年3月25日から施行し、令和3年4月1日から適用する。